

# サステナブル調達ガイドライン

株式会社ダイフク

初版制定日：2017年4月

第2版：2024年1月

# 目次

<前文> .....	2
<運用> .....	2
<遵守状況の確認・報告と是正措置> .....	3
1. 法令遵守 .....	4
2. 労働基準 .....	5
3. 安全衛生 .....	8
4. 品質・安全性 .....	9
5. 責任ある鉱物調達 .....	10
6. 環境 .....	10
7. 情報セキュリティ .....	12
8. 事業継続計画 .....	13
9. 地域社会への貢献 .....	13
10. 適切な情報開示 .....	13
<本ガイドラインへのお問い合わせ先> .....	14
<用語集> .....	15

## <前文>

ダイフクグループは、社是「日新（ひにあらた）」、経営理念「モノを動かし、心を動かす。」のもと、グループ行動規範に従い、持続可能な社会\*<sup>1</sup>の実現を目指しています。

昨今、気候変動をはじめとする地球環境問題や人権問題など、さまざまな社会課題が顕在化し深刻さを増す中、それらの解決に向けた企業の取り組みに対し、社会からの期待は高まっています。こうした中、当社グループは「人権」「労働」「環境」「腐敗防止」の4分野10原則からなる「国連グローバル・コンパクト（UNGC）\*<sup>2</sup>」に賛同し、ESG\*<sup>3</sup>（環境・社会・ガバナンス）やSDGs\*<sup>4</sup>（持続可能な開発目標）への取り組みを強化しています。

しかしながら、当社グループの取り組みだけでは多岐に渡る社会課題を解決することは非常に難しく、当社グループ製品の生産、工事、およびサービスに関わるすべての取引先の皆様（以下「取引先様」といいます。）にご協力をいただいてこそ、真の取り組みを推進することにつながります。法令遵守にとどまらず、国際的に認識された規範や原則等を尊重し、持続可能なサプライチェーンを構築することは、取引先様にとっても当社グループにとっても、重要な意義があると考えています。

こうした背景から、この度、取引先様に対して、遵守いただきたい基準を示す「サステナブル調達ガイドライン」（以下「本ガイドライン」といいます。）を策定しました。取引先様におかれましては、本ガイドラインの趣旨と内容をご理解、遵守いただき、ぜひ私たちとともに、持続可能な社会の実現に向けて取り組んでいただけますと幸いです。

## <運用>

- 取引先様には、本ガイドラインを遵守し、規程類の策定およびマネジメント体制を構築して、継続的な改善の実現にご協力をお願いします。
- ダイフクグループは、取引先様による本ガイドラインの遵守状況を、取引継続に関する判断基準の一つとしています。本ガイドラインへの違反については是正措置が全く行われないうち、または重大な違反事例がダイフクグループに報告されないなど、本ガイドラインの趣旨を著しく損なう行為がある場合には取引を中止せざるを得なくなります。

### < 遵守状況の確認・報告と是正措置 >

- ダイフクグループは、本ガイドラインの遵守状況を確認するために、取引先様にアンケートや監査の実施を要請することがあります。取引先様には本ガイドラインの趣旨をご理解いただき、アンケートや監査へのご協力をお願いします。
- 取引先様のサプライチェーン（委託先・再委託先）にも本ガイドライン遵守の働きかけをお願いします。主要な委託先・再委託先には、本ガイドラインの趣旨・内容を周知し、遵守を促していただくなど、ご協力をお願いします。
- 監査は、ダイフクグループが指定する第三者によって行われる場合や、事前の通告なく行われる場合があります。取引先様には、監査に必要な範囲において、生産現場・社宅・食堂・廃棄物処理施設ほか関連する施設への立ち入りを許可いただきますようお願いいたします。また、監査に必要な範囲において、関連資料や記録の閲覧および関連するすべての労働者への聞き取り等を許可いただけますようお願いいたします。
- ダイフクグループは、監査に必要な限度で、取引先様のご協力のもと、再委託先に同様の要請を行う場合があります。
- 取引先様には、アンケートや実地監査を通じて特定された違反内容に対して、合理的な期間内に完了する是正措置計画を作成、実施し、その進捗状況および結果をダイフクグループに随時報告いただくようお願いする場合があります。

## 1. 法令遵守

### 1.1 法規制等の遵守

- ・ 各国・地域の法令および規制の遵守と、国際行動規範<sup>\*5</sup>の尊重をお願いします。

#### 【解説】

- ・ 事業活動を行う国や地域の法令や規制を遵守し、国際行動規範を尊重してください。
- ・ 法令遵守のための方針やマネジメント体制を整備し、労働者に適切な教育を実施してください。
- ・ 不正行為の予防および早期発見を目的とした窓口を構築するよう努めてください。また、窓口利用者のプライバシーを保護するとともに、不正行為の改善に向けて迅速かつ適切に対処してください。

### 1.2 公正な取引

- ・ 公正、透明、自由な競争を阻害する行為は行わないようにお願いします。

#### 【解説】

- ・ 私的独占<sup>\*6</sup>や不当に取引を制限する行為（カルテル<sup>\*7</sup>、入札談合<sup>\*8</sup>など）を行わないでください。
- ・ 優越的地位を濫用<sup>\*9</sup>して取引を自社に一方的に有利に決定したり、他の事業者の事業活動を困難にさせたりする不公正な取引方法を用いないでください。
- ・ 企業の利益と個人的な利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することはやめてください。

### 1.3 反社会的勢力との関係根絶

- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体<sup>\*10</sup>との関係を排除するようお願いします。

### 1.4 知的財産権<sup>\*11</sup>の保護

- ・ ダイフクグループおよび第三者の知的財産権を不当に利用・侵害せず、尊重してください。

### 1.5 腐敗行為の禁止

- ・ 顧客、仕入先、その他の取引関係者に対して、あらゆる種類の腐敗行為を行わないようお願いします。

#### 【解説】

- ・事業活動を行う国や地域の政治家および公務員と透明かつ公正な関係を保ち、贈賄や違法な献金などを行わないようにしてください。
- ・取引関係者が政治家および公務員に該当しない場合であっても、汚職、恐喝、キックバック\*<sup>12</sup>の支払いなど、不正な利益\*<sup>13</sup>を提供したり、提供を申し出たりしないようにしてください。

### 1.6 労働者とのコミュニケーションと相談窓口

- ・労働者と定期的なコミュニケーションを図る機会の提供をお願いします。必要に応じて相談窓口を設置するなど、労働者が意見や懸念を申し立てることができる環境づくりに努めてください。

#### 【解説】

- ・労働者が安心して意見や懸念を表明できるよう、コミュニケーションの促進と健全な組織風土の維持に努めてください。
- ・必要に応じて、内部通報や相談等を受け付ける窓口の設置など、不正の抑止・発見に関する体制の整備をお願いします。

## 2. 労働基準

### 2.1 人権尊重と差別排除

- ・国際的に認められている人権\*<sup>14</sup>を擁護し、雇用と職業に関する差別の排除をお願いします。
- ・人権侵害に加担することがないようにしてください。

#### 【解説】

- ・事業活動に関わるすべての人について、国際的に認められている人権を尊重し、擁護してください。
- ・賃金、昇進、報酬、退職、教育、採用、雇用において、国籍、人種、民族、信条、出身地、政治的見解、肌の色、言語、宗教、思想、性別、年齢、障がい、性自認、性的指向、財産、雇用形態などによる差別を禁止・撤廃してください。
- ・事業活動を行う国や地域の伝統や慣習、労働者の宗教的な伝統や慣習を尊重してください。特に、労働者が宗教上の慣習を行うことができるよう適切な範囲で配慮をお願いします。
- ・自社の意思決定や事業活動が、第三者による人権侵害に関与または加担することがないように、十分に配慮してください。

## 2.2 虐待およびハラスメントの排除

- ・あらゆる虐待とハラスメントの排除をお願いします。

### 【解説】

- ・身体的、精神的な虐待、性的嫌がらせ、暴言による非人道的な待遇など、個人の尊厳を傷つける行為や健全な職場環境を害する行為は行わないでください。
- ・懲戒方針や対応手続を定め、労働者に周知して公正に運用してください。

## 2.3 強制労働<sup>\*15</sup>の撤廃

- ・あらゆる形態の強制労働を排除し、加担しないようにしてください。

### 【解説】

- ・強制、強要、または拘束による奴隷的労働など、処罰の脅威の下に強要された、または本人の意に反する労働は、一切行わせないでください。人身売買を通じた労働など、いかなる形態であれ強制労働は一切禁止してください。
- ・手数料や供託金の支払い、身分証明書の預託の強要など、労働者の離職および移動の自由を侵害する行為は行わないでください。
- ・人材斡旋業者や人材派遣業者などの第三者を介して労働者を採用・雇用する場合には、それら第三者にも本項の遵守を要求してください。

## 2.4 児童労働の撤廃

- ・あらゆる形態の児童労働を排除し、加担しないようにしてください。

### 【解説】

- ・15歳、義務教育を修了する年齢、またはその国や地域における法令が定めた雇用最低年齢のうち最も高い年齢に達していない児童を、労働に従事させないでください。
- ・18歳未満の者を、健康、安全、または道徳を損なうおそれのある業務に従事させないでください。これには夜勤や残業を含みます。
- ・人材斡旋業者や人材派遣業者など第三者を介して労働者を採用・雇用する場合には、それら第三者にも本項の遵守を要求してください。

## 2.5 適切な労働時間の管理

- ・法定労働時間を遵守し、適正な休日・休暇の付与と労務管理をお願いします。

### 【解説】

- ・各労働者の日ごとの出退勤時刻を正確に記録し、労働時間を適正に把握する管理体制を構築してください。
- ・標準的な労働時間（残業を除く所定の勤務時間）は、週48時間または法令による制

限のいずれか厳しいほうを超えないようにしてください。

- ・労働者には法令に従って休日を与え、少なくとも一週間に24時間連続する休日を付与してください。
- ・労働者には法令に定められた年次有給休暇を付与してください。

## **2.6 賃金と福利厚生**

- ・最低賃金や超過勤務割増手当など報酬に関する法令の規制を遵守し、不当な減額を行わないようにしてください。

### **【解説】**

- ・適用される法令に基づき、雇用条件を明示した雇用契約を労働者と締結してください。
- ・すべての労働者に、本人が理解できる言語で雇用契約書または雇用条件を明示した通知書を作成し交付してください。
- ・報酬に適用されるすべての法令を遵守してください。これには最低賃金、超過勤務、法定給付および賃金控除に関する法令を含みます。
- ・賃金の支払期日には、明瞭な給与明細書を提供してください。
- ・賃金は、適用される法令が定める最低賃金または業界の一般的賃金のいずれか高い金額を下回らないようにしてください。
- ・労働者に支払われる賃金の水準は、労働者とその家族がその地域において最低限の生活維持に必要な賃金（生活賃金\*16）以上の水準となるよう努めてください。
- ・超過勤務に対しては、現地法令が定めた割増率を下回らない割増賃金を支払ってください。
- ・不当な賃金控除は行わないでください。懲戒処分としての賃金からの控除は、不当な賃金控除として違法となる場合があります。

## **2.7 結社の自由と団体交渉権の尊重**

- ・労働者が自らの選択により労働組合などを結成し加入する自由を尊重してください。
- ・労働者の権利である団体交渉権の尊重をお願いします。

### **【解説】**

- ・労働者が法令に従い労働環境や賃金水準などの労使間協議を実現する手段として、労働者の結社の自由、労働組合に加入する権利、団体交渉を行う権利、および抗議行動を行う権利を尊重してください。
- ・労働者やその代表者が、報復・脅迫・嫌がらせを受けることなく、労働条件や経営慣行について経営陣と自発的に協議や交渉が行えるよう、配慮してください。



## 2.8 外国人と移住労働者\*17の尊重

- ・他の労働者と同様に、外国人労働者や移住労働者を公正に扱ってください。

### 【解説】

- ・外国人労働者や移住労働者の雇用条件の透明性と、良好な労働条件・生活条件を確保してください。
- ・外国人労働者や移住労働者を雇用するにあたっては、適用されるすべての法令を遵守してください。
- ・外国人労働者や移住労働者に対して、公的な身分証明書や労働許可証の預託を要求したり、雇用に関する手数料や預託金の支払いを要求したりしないでください。

当社グループは、国連「ビジネスと人権に関する指導原則\*18」に沿って、事業活動を行う上で人権に関する考え方を明確にした「ダイフクグループ人権方針」を策定しています。この方針に基づき、取引先様と人権尊重の取り組みを協働して推進していきますので、ご協力をお願いします。

> [「ダイフクグループ人権方針」リンク](#)

## 3. 安全衛生

### 3.1 安全かつ衛生的な職場環境の確保

- ・安全で衛生的な職場環境の整備をお願いします。

### 【解説】

- ・関連法規制を遵守して労働者の安全衛生が配慮された適切な建物を設計・建設するとともに、建物の定期的な点検を実施して、その安全性を確保してください。
- ・労働者の年齢・性別や各人が持つ特性に配慮し、快適な職場環境を整えてください。特に、身体に負担がかかる業務、騒音や悪臭にさらされる業務、有害物質を扱う業務には配慮してください。
- ・労働者に対して十分な数の清潔なトイレ施設、安全な飲料水や食事（食堂や寮などで食事を提供する場合）、休憩場所、適切な照明や換気および空調など、衛生的で快適な職場環境を整備してください。また、社員寮などの居住施設を提供している場合には、これらの施設についても同等の基準で運用してください。
- ・適切な健康管理を実施して労働者の健康状態を把握し、職業的疾患\*19予防と早期発見に努めてください。また、過重労働による健康被害やメンタルヘルス不調を未然に防ぐよう対策を講じてください。

### **3.2 労働災害・事故への対応**

- ・労働災害の未然防止につながる安全対策の実施をお願いします。

#### **【解説】**

- ・危険を回避できる手順の採用、リスクアセスメント（潜在危険の洗い出し）の実施と特定されたリスクへの対応策の構築、機械・設備の定期的な点検と維持、使用する機械の安全対策（物理的な保護やインターロック\*20等）、防護服や保護具の提供、化学物質の安全管理、安全対策に関する教育の実施等を通じて、労働災害や事故を未然に防ぐ対策を講じるよう努めてください。

### **3.3 緊急時への対応**

- ・生命・身体の安全を守るため、発生しうる災害・事故等を想定し、緊急時の対応策を準備し労働者への周知をお願いします。

#### **【解説】**

- ・災害や事故などの緊急事態発生に備え、事前に対策を構築し、職場内に周知徹底してください。具体的には、緊急事態発生時の報告ルートや警報システム、避難手順の整備、避難訓練の実施、防災備品・火災探知機・消火器・障害物のない避難口・外部通信手段の確保、復旧計画の策定等に取り組み、緊急事態発生による影響を最小限に抑えるようにしてください。

### **3.4 コミュニケーションと教育・訓練**

- ・労働者に対して適切な安全衛生に関する情報と教育・訓練の機会の提供をお願いします。

#### **【解説】**

- ・労働者の母国語または理解できる言語で、労働災害や事故の防止および緊急事態に対応できるよう、職場において安全衛生に関する情報と教育・訓練の機会を提供してください。

## **4. 品質・安全性**

### **4.1 製品の安全性の確保および品質管理**

- ・提供する製品やサービスの安全性を確保するとともに、品質管理の体制を構築してください。

#### **【解説】**

- ・製品が各国の法令などで定める安全基準を満たし、十分な安全性を確保できるよう設計・製造・販売を行ってください。
- ・製品・サービスの品質に関して適用される法規制を遵守するとともに、自らの品質基準、顧客要求事項を遵守するための仕組みや管理体制を構築してください。
- ・製品やサービスに関する正確な情報を提供し、虚偽の情報や改ざんされた情報を提供することがないようにしてください。正確な情報とは、製品やサービスに関する仕様・品質・取り扱い方法に関する内容が正確であること、製品の含有物質の情報が正確であることを指します。

## 5. 責任ある鉱物調達

### 5.1. 紛争鉱物

- ・ダイフグループに納入するすべての製品、部品、材料において、紛争鉱物の使用防止に努めてください。

#### 【解説】

- ・紛争鉱物とは、武装勢力への支援や人権侵害、腐敗行為、環境破壊などに関わるおそれのある紛争地域および高リスク地域で採掘された鉱物を指します。企業活動を通じて武装勢力による人権侵害や紛争に加担することがないように、サプライチェーンにおけるリスクを回避、緩和することが求められています。

対象鉱物：スズ (Tin)、タンタル (Tantalum)、タングステン (Tungsten)、金 (Gold)

対象地域：コンゴ民主共和国とその周辺9カ国 (アンゴラ、ブルンジ、中央アフリカ、コンゴ共和国、ルワンダ、南スーダン、タンザニア、ウガンダ、ザンビア)

## 6. 環境

### 6.1 気候変動への対応

- ・温室効果ガス<sup>\*21</sup>排出量の削減に継続的に取り組んでください。

#### 【解説】

- ・気候変動や生物多様性への影響を軽減するため、事業活動全般における温室効果ガス排出量の把握と削減に取り組んでください。

## **6.2 資源、エネルギー、水の効率的な利用の推進**

- ・ 資源、エネルギーの有効活用を図るとともに水資源の保全に取り組んでください。

### **【解説】**

- ・ 省資源、省エネルギー、節水等の環境負荷を低減する取り組みを実施し、事業活動を通じて環境配慮に努めてください。
- ・ 3Rを一層進めてください。具体的には、製造時の省エネルギー、各種資源の使用量削減 (Reduce)、繰り返し利用の促進 (Reuse) やリサイクル (Recycle) が容易な材料選定などがあります。
- ・ 再生材料の利用促進や、再生可能エネルギーの導入検討など (Renewable) にも取り組んでください。

## **6.3 自然環境、生物多様性の保全**

- ・ 生物多様性の保全に努めるとともに、大気・水・土壌などへの負の影響の最小化に取り組んでください。

### **【解説】**

- ・ 自社の事業活動が環境や生物多様性に与える負の影響を把握し、その停止・防止・軽減に取り組んでください。また、自然由来の資源（植物、動物、大気、水、土壌、鉱物など）の持続可能な利用をお願いします。

当社グループでは「ダイフク環境ビジョン 2050」を策定し、2050年までに「マテリアルハンドリングシステムが環境負荷ゼロで動く世界を実現します。」と掲げています。当社グループは、ステークホルダーの皆さまと対話を重ねながらサプライチェーン全体で取り組みを進め、本ビジョンの実現を目指します。必要に応じ、取引先様へアンケートやヒアリングを実施させていただきます。目標達成へ向け、ご協力をお願いします。

> [「ダイフク環境ビジョン 2050」リンク](#)

## **6.4 化学物質の管理**

- ・ 製品および製造、サービスにおいて取り扱う化学物質は、法令に従い適正に管理を行ってください。

### **【解説】**

- ・ 法規制を遵守し、化学物質の安全な取り扱い、移動、保管、使用、リサイクル、廃棄を確実に実施してください。

グリーン調達ガイドラインにて、当社の製品含有化学物質に関する判断基準を提示しています。

> [「グリーン調達ガイドライン」リンク](#)

## 6.5 汚染や公害発生の抑制

- ・ 汚染物質、廃棄物の削減等の環境負荷低減の活動を継続的に行ってください。

### 【解説】

- ・ 事業活動を行う地域の人々の健康と生活環境に負の影響を与える大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭などは、現地法令に従い適正に抑制および管理し、公害発生の予防に努めてください。

## 7. 情報セキュリティ

### 7.1 機密情報の漏えい防止・個人情報の管理と保護

- ・ コンピュータ・ネットワーク上の脅威に対する防御策の実施と、機密情報や個人情報の漏えいを防止するための管理体制の確立をお願いします。

### 【解説】

- ・ 自社のみならず顧客や第三者から受領した営業秘密\*<sup>22</sup>、ノウハウ、機密情報などを適切に管理・保護するための仕組みや管理体制を構築してください。
- ・ 取引先、顧客、消費者、労働者などすべての個人情報について、関連する法規制を遵守するとともに、個人情報を不正または不当に取得、利用、開示または漏えいしないよう適切に管理・保護してください。

当社に関する機密情報や個人情報を共有する取引先様に対しては、より一層のセキュリティ強化をお願いします。

> [お取引先様向け 情報セキュリティ管理ガイドライン](#)

> [お取引先様向け 情報セキュリティ管理ガイドライン 運用の手引き](#)

> [お取引先様向け 情報セキュリティ管理ガイドライン チェックシート](#)

## 8. 事業継続計画

### 8.1 事業継続計画の策定と準備

- ・事業継続を阻害するリスクの特定・評価と、取り組み状況をまとめた事業継続計画(BCP)<sup>\*23</sup>の策定をお願いします。

#### 【解説】

- ・大規模自然災害（地震、津波、洪水、豪雨、豪雪、竜巻）やテロ・暴動、感染症、事故（火災・爆発）など、事業継続に大きな影響を及ぼすリスクを特定・評価してください。
- ・自社および自社の取引先が被災した場合、自社が供給責任を果たすために、いち早く事業活動を再開し、サプライチェーンへの影響を最小限に留めることができるようプロセスや手続きを文書化した事業継続計画を策定してください。

## 9. 地域社会への貢献

### 9.1 社会貢献活動の実施

- ・自社の経営資源を活用し、国際社会や地域社会の発展に貢献する活動を自主的に行ってください。

#### 【解説】

- ・事業活動による地域社会や人々への健康に与える負の影響を最小化するとともに、それぞれの地域が抱える課題の解決に向けて協力して取り組み、地域社会の発展に貢献してください。

## 10. 適切な情報開示

### 10.1 財務・非財務情報<sup>\*24</sup>の開示

- ・ステークホルダーに対して適時・適切に情報開示を行ってください。

#### 【解説】

- ・法規制だけでなく、社会的規範等に従って、自社の財務情報および非財務情報を適切に開示してください。

- 記録の改ざんや虚偽の情報開示を行わないでください。
- ステークホルダーとの信頼関係を維持・発展させるため、対話等のコミュニケーション活動を通じて責任ある対応に努めてください。

以上

<本ガイドラインへのお問い合わせ先>

本ガイドラインに関する不明点等につきましては、以下の部署までお問い合わせください。

株式会社ダイフク SC イノベーション推進部

メールアドレス：daifuku\_supply\_chain\_management@ha.daifuku.co.jp

改定履歴

改訂年月	版	主な改訂内容
2017年4月	第1版	旧版（CSR 調達基準）のため内容省略
2024年1月	第2版	「CSR 調達基準」から「サステナブル調達ガイドライン」へ全面改定

## <用語集>

### \*<sup>1</sup>持続可能な社会とは：

健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域までにわたって保全されるとともに、それらを通じて国民一人一人が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会のこと。

### \*<sup>2</sup>国連グローバル・コンパクト（UNGC）とは：

国連と民間（企業・団体）が手を結び、健全なグローバル社会を築くために発足した世界最大のサステナビリティイニシアチブのこと。

### \*<sup>3</sup>ESGとは：

Environment（環境）、Social（社会）、Governance（ガバナンス（企業統治））を考慮した投資活動や経営・事業活動のこと。

### \*<sup>4</sup>SDGsとは：

2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。

### \*<sup>5</sup>国際行動規範とは：

国際慣習法\*、一般に受け入れられている国際法の原則または普遍的もしくはほぼ普遍的に認められている政府間合意（条約および協定を含む）から導かれる社会的に責任ある組織の行動に対する期待を指す。具体例として、世界人権宣言\*を含む国際権利章典、労働における基本的原則および権利に関するILO宣言\*や、国連における「ビジネスと人権に関する指導原則」、OECD\*による「多国籍企業行動指針」、国際的な目標としての「SDGs（持続可能な開発目標）」などがある。

#### \*国際慣習法とは：

法として認められた一般慣行の証拠としての国際慣習のこと。

#### \*世界人権宣言とは：

1948年12月10日、フランス・パリで開かれた第3回国際連合総会で、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として採択され、すべての人間が生まれながらに基本的人権を持っているということ」を初めて公式に認めたもの。

#### \*ILO宣言とは：

1998年のILO総会で採択され、加盟国は、労働における基本的原則および権利（結社の自由および団体交渉権の効果的な承認、強制労働の廃止、児童労働の撤廃、雇用および職業における差別の排除）の尊重、促進、実現に向けた義務を負うことを定めたもの。

#### \*OECDとは：

Organisation for Economic Co-operation and Development：経済協力開発機構の略称。国際経済全般について協議することを目的とした国際機関で、「世界最大のシンクタンク」とも呼ばれている。



**\*6私的独占とは：**

企業が単独もしくは他の企業と共謀し、競争相手を市場から締め出す、新規参入者を妨害するなどして市場を独占しようとする行為のこと。

**\*7カルテルとは：**

複数の企業が連絡を取り合い、本来、各企業がそれぞれ決めるべき商品の価格や生産数量などを共同で取り決める行為のこと。

**\*8入札談合とは：**

国や地方公共団体などの公共工事や物品の公共調達に関する入札の際、入札に参加する企業同士が事前に相談して、受注する企業や金額などを決めて競争をやめてしまうこと。

**\*9優越的地位の濫用とは：**

自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らし不当に不利益を与える行為のこと。

**\*10反社会的勢力および団体とは：**

暴力団、暴力団員、総会屋、社会運動標ぼうゴロなど暴力や威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団または個人のこと。

**\*11知的財産権とは：**

人間の知的活動によって生み出されたアイデアや創作物のうち、法律で規定された権利や法律上保護される利益に係る権利として保護されるものを指す。特許権や実用新案権などが該当する。

**\*12キックバックとは：**

取引先と共謀して、実際に乗せした金額を自社に支払わせ、その増額分を受け取る行為。

**\*13不正な利益とは：**

公序良俗又は信義則に反する態様で得られる利益を意味する。例えば、ビザの取得などで外国公務員から金銭を要求されて応じる場合なども、該当する場合がある。国や地域の商慣習の範囲を逸脱した接待・贈答や、不適切な個人的利益や不当な優遇措置を得るために行われる接待や贈答も、不正な利益に該当する。

**\*14国際的に認められている人権とは：**

すべての人が生まれながらに持っている権利であり、少なくとも次のものを含む。

- ・ 世界人権宣言を含む国際権利章典で表明された権利
- ・ 労働における基本的原則および権利に関する ILO 宣言で挙げられた基本的権利

**\*15強制労働とは：**

不利益の脅威の下に強要され、かつ本人が任意に申し出たものではないすべての作業または役務のことを指す。強制労働には様々な形態があり、例えば

- ・ 奴隷労働
- ・ 債務による拘束（債務労働）
- ・ 拉致または誘拐

- ・ 人身取引
- ・ 労働場所への監禁（刑務所または私的な監禁）
- ・ 強制的な超過勤務
- ・ パスポートなどの身分証明書や労働許可証などの公的書類を保持し、離職や移動の自由を制限する行為

などが含まれる。

**\*16生活賃金**とは：

法的に定められる最低賃金とは異なる概念であり、最低賃金と比較して一般的には高くなる。

**\*17移住労働者**とは：

国籍を有しない国で、有給の活動に従事する予定であるか、またはこれに従事している者。

**\*18ビジネスと人権に関する指導原則**とは：

人権を保護する国家の義務、人権を尊重する企業の責任、救済へのアクセスの3つを柱として、あらゆる国家および企業に、その規模、業種、所在地、所有者、組織構造にかかわらず、人権の保護・尊重への取り組みを促すもの。

**\*19職業的**疾病とは：

業務上の負傷に起因する疾病のこと。

**\*20インターロック**とは：

安全制御の一種で、ある機器を作動させる前に何かの条件が整っていなければ起動できないようにする安全装置のこと。

**\*21温室効果ガス**とは：

大気を構成する成分のうち温室効果をもたらすもの。主に二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン類がある。

**\*22営業秘密**とは：

秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であり、公然と知られていないものを指す。

**\*23事業継続計画（BCP）**とは：

自然災害などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限に留め、中核事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを予め取り決めておく計画のこと。

**\*24非財務情報**とは：

企業に関する情報のうち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー等の財務以外の情報のことで、ESG情報（環境、社会、ガバナンス）に加えて、企業の中長期の経営戦略、知的財産情報等を指す。